

農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和5年9月

東庄町

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想目次

第 1	東庄町の概要	1
1	東庄町の概要	1
2	東庄町農業の概要	3
第 2	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの指標	9
1	効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標	2 3
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	2 7
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	2 8
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	2 8
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	2 9
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	3 0
1	第 1 8 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	3 0
2	利用権設定等促進事業に関する事項	3 1
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	3 7
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	3 9
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	4 0
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	4 0
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	4 1
第 7	その他	4 2

第 1 東庄町の概要

1 東庄町の概要

①位置

東庄町は、千葉県の北東部に位置し、北には利根川を挟み鹿島臨海工業地帯、東には銚子市、南には旭市、西には香取市に接し、水郷筑波国定公園の一角にある。

②地勢

地形は、中央が台地であり、北部、南部が低地になっている。北部の利根川沿岸、南部の干潟八万石は水田地帯になっており、台地は殆ど畑地である。地質的に見ると、畑地は関東ローム層と呼ばれるシルト層で形成され、北部は利根川・黒部川流域の沖積層、南部は湖成沖積層で形成されている。

③気候

本町は北緯35°50′ 東経140°40′ に位置し、太平洋に近いいため黒潮の影響を受け気候は温暖で冬は温かく、夏涼しい。年平均気温は約16℃となっていて、降水量は9月、10月に多く年間降水量は1,300mm～1,700mmである。

④交通

本町の道路網は北部を国道356号が東西に横断し、首都圏からは東関東自動車道と国道356号を利用すると、約1時間半の距離にある。

鉄道は、JR成田線が国道356号と並行して走っていて、町内には、笹川駅と下総橋駅があり、主に町民の通勤通学に利用されている。千葉駅迄の普通電車の所要時間は1時間30分程である。

また、東京行き的高速バスが運行されていて、大勢の人々が買い物などのために利用している。所要時間は上りで2時間20分程、下りで2時間程である。

農道の整備では、平成4年度から令和5年度の計画で事業が実施されている東総台地地区広域営農団地農道整備事業により、本町と銚子市と旭市を結ぶ広域農道が整備され、営農に係る農業用車両の移動や集出荷等流通の利便性向上が期待されているところである。

⑤人口等

単位：戸、人

区 分	世 帯	人口			一戸当たり世帯人数
		総数	男	女	
平成24年	4, 9 5 6	1 5, 2 2 7	7, 5 4 6	7, 6 8 1	3. 1
平成25年	5, 0 0 7	1 5, 0 8 9	7, 5 0 4	7, 5 8 5	3. 0
平成26年	5, 0 5 6	1 4, 9 1 1	7, 4 3 0	7, 4 8 1	2. 9
平成27年	5, 0 7 3	1 4, 6 9 0	7, 3 5 1	7, 3 3 9	2. 9
平成28年	5, 0 9 7	1 4, 4 9 5	7, 2 6 2	7, 2 3 3	2. 8
平成29年	5, 1 2 6	1 4, 3 4 1	7, 1 6 5	7, 1 7 6	2. 8
平成30年	5, 1 4 0	1 4, 0 9 4	7, 0 5 2	7, 0 4 2	2. 7
令和元年	5, 1 9 2	1 3, 8 8 4	6, 9 5 7	6, 9 2 7	2. 7
令和2年	5, 2 2 5	1 3, 6 6 0	6, 8 3 8	6, 8 2 2	2. 6
令和3年	5, 2 2 7	1 3, 4 4 0	6, 7 2 9	6, 7 1 1	2. 6

資料：住民基本台帳

⑥産業

単位：人

区 分	総数	第1次産業	農業	林業	漁業	第2次産業	鉱業・砕石業・砂利採取業	建設業	製造業
平成12年	8, 858	1, 347	1, 339	1	7	3, 320	5	1, 031	2, 284
構成比%	100. 0	15. 2	15. 1	0. 0	0. 1	37. 5	0. 1	11. 6	25. 8
平成17年	8, 227	1, 318	1, 315	－	3	2, 656	－	869	1, 787
構成比%	100. 0	16. 0	16. 0	－	0. 0	32. 3	－	10. 6	21. 7
平成22年	7, 335	1, 155	1, 153	－	2	2, 318	5	733	1, 580
構成比%	100. 0	15. 7	15. 7	－	0. 0	31. 6	0. 1	10. 0	21. 5
平成27年	7, 084	1, 122	1, 116	－	6	2, 214	4	677	1, 533
構成比%	100. 0	15. 8	15. 8	－	0. 1	31. 3	0. 1	9. 6	21. 6
令和2年	6, 609	988	982	1	5	1, 925	－	619	1, 306
構成比%	100. 0	14. 9	14. 8	0. 0	0. 1	29. 1	－	9. 4	19. 7

区 分	第3次産業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道	サービス業	公務	分類不能
平成12年	4, 184	1, 440	149	24	626	40	1, 686	219	7
構成比%	47. 2	16. 3	1. 7	0. 3	7. 1	0. 4	19. 0	2. 5	0. 1
平成17年	4, 238	1, 206	132	20	607	37	2, 033	203	15
構成比%	51. 5	14. 7	1. 6	0. 2	7. 4	0. 4	24. 7	2. 5	0. 2
平成22年	3, 847	1, 004	124	39	541	29	1, 906	204	15
構成比%	52. 5	13. 7	1. 7	0. 5	7. 4	0. 4	26. 0	2. 8	0. 2
平成27年	3, 719	932	110	62	468	36	1, 928	183	29
構成比%	52. 5	13. 2	1. 5	0. 9	6. 6	0. 5	27. 2	2. 6	0. 4
令和2年	3, 532	863	96	41	463	44	1, 841	184	164
構成比%	53. 5	13. 1	1. 5	0. 6	7. 0	0. 7	27. 8	2. 8	2. 5

資料：国勢調査

⑦土地地目別面積

単位：㎡

区 分	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成 2 5 年	13,926,001	7,619,668	3,821,735	4,646,000	88,283	16,058,313
平成 2 6 年	13,921,992	7,578,336	3,845,051	4,647,216	87,741	16,079,664
平成 2 7 年	13,901,761	7,555,825	3,685,786	4,619,992	98,215	16,388,421
平成 2 8 年	13,898,452	7,519,215	3,690,815	4,616,091	97,952	16,427,475
平成 2 9 年	13,892,211	7,457,900	3,699,815	4,623,353	97,485	16,479,236
平成 3 0 年	13,868,017	7,449,043	3,701,273	4,578,519	50,649	16,602,499
令和 元 年	13,860,191	7,436,404	3,703,553	4,594,493	33,368	16,621,991
令和 2 年	13,840,246	7,410,071	3,718,053	4,595,890	33,368	16,652,372
令和 3 年	14,035,263	7,873,262	4,601,037	6,990,120	40,661	12,709,657
令和 4 年	14,034,813	7,855,071	4,618,608	6,975,175	40,671	12,725,662

資料：町民課

2 東庄町農業の概要

①農家数

単位：戸、%

区分	総世帯数 A	販売農家数 B	専業・兼業			農家率 B/A	専業農家率 C/B	第1種専業農家率 D/B	第2種専業農家率 E/B
			専業農家 C	第1種兼業農家 D	第2種兼業農家 E				
平成 1 2 年	4,762	1,073	160	199	714	22.5	14.9	18.5	66.5
平成 1 7 年	4,777	871	132	155	584	18.2	15.2	17.8	67.0
平成 2 2 年	4,909	743	136	168	439	15.1	18.3	22.6	59.1
平成 2 7 年	5,043	614	162	133	319	12.2	26.4	21.7	52.0
令和 2 年	5,194	480	-	-	-	9.2	-	-	-

資料：農林業センサス

②経営耕地規模別農家数

単位：戸

区分	例外規定	0.1～0.5ha	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10ha	10ha以上	合計
平成 1 7 年	18	175	207	214	133	121	76	27	4	975
平成 2 2 年	10	47	151	181	116	118	80	33	7	743
平成 2 7 年	18	41	125	134	90	104	67	36	16	631
令和 2 年	29	26	93	102	55	72	65	37	22	501

資料：農林業センサス

③年齢別農業就業者

単位：人

区分	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
平成 1 2 年	198	339	691	610	356	905	3,099
平成 1 7 年	171	210	439	632	235	839	2,526
平成 2 2 年	134	171	265	479	286	775	2,110
平成 2 7 年	12	46	59	126	143	540	926
令和 2 年	8	33	55	69	84	475	724

資料：農林業センサス

※平成 27 年以降の数値は個人経営体の基幹的農業従事者数

④主要農畜産物作付け飼養状況

単位：ha、頭、羽

区分	稲	麦類	雑穀豆類	いも類	野菜	果樹	花卉	工芸作物	肉牛	乳牛	豚	にわとり
平成12年	1,046.7	0.0	19.5	27.1	339.9	0.7	45.3	18.5	1,328	722	52,720	47,200
平成17年	1,081.5	5.5	10.1	15.8	311.9	0.1	48.2	17.0	1,211	877	41,084	583,860
平成22年	1,034.8	-	1.9	6.8	303.6	0.9	18.8	11.3	957	818	36,368	103,000
平成27年	1,034.0	-	2.1	4.1	265.2	0.4	35.2	-	1,018	783	62,082	1,119,600
令和2年	1,136.0	-	-	-	307.0	0.5	36.0	-	1,523	984	65,209	1,248,100

資料：農林業センサス

⑤利用権設定等実績

年 度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
面 積	237.3	241.7	251.5	280.9	280.9	307.7	328.7
農用地面積	2252	2250.4	2250.5	2249.8	2252.2	2254.9	2254.5
設 定 率	10.5	10.7	11.2	12.5	12.5	13.6	14.6
所有権移転 累計面積	93.4	94.5	95.1	95.7	95.7	99.9	101.2
年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
面 積	361.0	376.5	392.4	411.9	493.4	506.4	571.7
農用地面積	2254.4	2253.8	2253.6	2249.2	2252.4	2252.3	2252.2
設 定 率	16.0	16.7	17.4	18.3	21.9	22.5	25.4
所有権移転 累計面積	103.7	105.0	106.0	108.6	112.4	115.0	118.7

資料：まちづくり課

⑥農地転用許可実績

単位：㎡

年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
件数	16	43	15	22	23	34	32
面積	11,472	20,627	10,189	13,890	18,388	26,805	22,571
年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
件数	34	25	31	31	27	42	-
面積	23,288	21,309	17,571	20,979	14,428	25,591	-

資料：農業委員会

⑦土地改良事業実施状況

単位：ha

	桁沼土地改良区	桁沼土地改良区菰敷工区	桁沼土地改良区新切下工区	窪野谷土地改良区	干潟土地改良区夏目支区	干潟土地改良区第1支区	干潟土地改良区第2支区	干潟土地改良区第3支区	東総用水土地改良区東庄工区	干潟土地改良区東城神代地区
面積	390.0	108.4	41.2	54.0	116.1	62.8	57.1	81.3	634.8	185
	経営体基盤育成事業新宿地区									合 計
面積	54.6									1,785.3

資料：まちづくり課

⑧農業機械保有台数

単位：台

区分	乗用トラクター	田植機	バインダー	コンバイン	米麦用乾燥機
平成12年	909	806	29	730	791
平成17年	869	696	—	625	—
平成22年	762	570	—	485	—
平成27年	618	399	—	360	—
令和2年	—	—	—	—	—

資料：農林業センサス

第2 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 東庄町は、千葉県北東部に位置し、町の北部を利根川、黒部川が流れこの両河川流域と南部の干潟八万石に水田地帯が広がっている。町の農業は水稻を基幹に、野菜・養豚が盛んである。また野菜については、こかぶが野菜生産の約7割を占め、産地を形成している一方、水耕みづばを中心とした養液栽培や、いちごなどの施設園芸が進んでいる。

今後も、こかぶを基幹品目として生産の振興を図るとともに、担い手を中心に施設整備を推進していく。併せて、高収益性の作物、作型を検討・導入し、地域として多品目産地化を図ることとする。稲作については規模拡大を志向する農家及び組織経営体に農地を集約しつつ、大規模化を推進する。

また、このような農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

- 2 東庄町の農業構造については、利根川の対岸の鹿島臨海工業地帯の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。農林業センサスの結果によると平成22年に販売農家数は743戸であった農家が、令和2年では480戸と10年間で263戸が減少し、その減少率は35.4%となっている。農業経営規模では平成22年に1ha未満の農家数が198戸から令和2年には119戸と79戸が減少し、その減少率は39.9%となり、小規模販売農家が大きく減少してきている。

また、一部の地域では、以前から農地の資産的保有化傾向が強かった安定兼業農家も、高齢化等により、認定農業者や農事組合法人への農地の流動化が加速してきている。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少により農家子弟の新規就農者も極めて少ない状況が続き、65歳未満の基幹的農業従事者数は平成22年には総数1,041人中481人(46.2%)から令和2年には総数724人中249人(34.4%)と減少し高齢化傾向となっており、労働力不足等による離農により農家戸数は、今後も引き続き減少していくものと予想され、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化や耕作放棄された農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあるため、今後は遊休農地発生の未然防止と耕作放棄地の解消に努めながら農業経営の改善を計画的に進めようとする担い手へ

農用地の円滑な利用集積を進めていく必要がある。

- 3 東庄町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、東庄町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円以上）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その確保・育成に努める。

また、農業経営体の大多数を占める家族経営での個別経営体では、主たる従事者となる経営主に加え、配偶者等の家族従事者や繁忙期の雇用確保などを通じて、1経営体当たり700万円程度の年間農業所得を確保しうる農業経営体の確保・育成に努めることとし、これらの経営体の本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 東庄町は、将来の東庄町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、東庄町は、農業協同組合、農業委員会、香取農業事務所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して東庄町、東庄町担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を活用強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、農地の利用集積・集約化を促進する。

また、これらの農地の流動化に関しては、担い手の確保や農地利用など、地域農業のあり方について集落・地域で話し合いによる合意形成を図るため、今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化に重点をおいて、機械化や施設整備に向けた事業や融資の活用や、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承の効果が期待される法人化を推進していく一方で、東庄町は地域の農業を担う小規模農家など個人経営体も多く存在するため、地域農業のあり方について、集落・地域で話し合い、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を通じて目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した将来方針を示す「目標地図」を含む「地域計画」の策定を促進していく。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下

「法」という。)第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)経営改善に資するよう認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進する。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、香取農業事務所の指導の下に、既存露地野菜の作型の改善、品種の更新による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、東庄町は養豚や酪農など畜産農家も多いため、飼料用米やホールクロップサイレージ用稲などの生産、家畜排せつ物の堆肥としての再利用など、畜産農家との連携を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

このほか、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、東庄町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした農業農村整備事業や経営構造対策事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 東庄町は、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示

等の重点的指導及び農業団体単位の研修会の開催等を香取農業事務所の協力を受けて行う。

特に、大規模化をめざす経営体においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、日本政策金融公庫等の参画を仰ぎつつ、農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

- 6 東庄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関し、積極的に香取農業事務所、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し、新規就農者等に研修や営農指導・就農前後のフォローアップ等を行い、その情報を共有する。

また、新規就農者育成総合対策事業の就農状況確認のため面接等によって香取農業事務所等関係機関を含めた関係者で新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことのできる仕組みをつくる。

東庄町の令和元年度から令和4年度にかけての新規就農者は2人である。このような状況のなか、国が掲げる新規就農し定着する農業者を1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標として年間450人を確保目標とすることを踏まえ、東庄町においては、年間2名程度を当該青年等の確保、育成を目標とする。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値の目標は、他産業従事者の事例と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり260万円程度）を目標とする。

このほか、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組として、就農相談から就農経営定着の段階まできめ細やかに支援していく事が重要であることから、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、農業事務所改良普及課や農業協同組合が重点的に指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの指標

1 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第2の3に示したように個別経営体では、経営主に加えて配偶者等の家族従事者や繁忙期の雇用確保等による従事者を加えるなど、農業経営体の大多数を占める家族経営での目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に東庄町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、東庄町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、具体的な営農類型については次のページ以降のとおりである。

組織形態	営 農 類 型
個別経営体 (※1)	水稻専作 野菜専作 こかぶ ねぎ 露地野菜 こかぶ（主業）、春夏だいこん又は春夏にんじん＋水稻 施設野菜専作 みつば（養液栽培） トマト（養液栽培） 施設野菜専作 観光、直売いちご 花き専作 カーネーション 酪農専業 肉用牛専業 乳牛種、F1種 養豚一貫経営専業
組織経営体 (※2)	水稻専作 営農組合、法人経営

※1）個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は家族経営で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

※2）組織経営体

「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であつて、農事組合法人、有限会社、株式会社などのほか、経理の一元化など一定の要件を備えた集落営農についても対象として想定している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 20.0ha (自作地 2.0ha 借地 18.0ha) 受託作業 10ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名)、 臨時雇用 1名	所得 708万円 労働時間 3,500時間 主たる従事者 1,800時間 補助者 1,500時間 雇用者 200時間	<資本装備> ・トラクター 40PS 60PS ・側条田植機 6条 ・自脱コンバイン 6条 ・乾燥機 20ha 規模 ・粃摺機5インチ ・計量器 ・ドライブハロー 3.4m ・プラウ 12×3 ・ロータリー 1.8m ・トラック 2t ・軽トラック ・モア・畔塗り機 ・作業舎 ・ビニールハウス ・フォークリフト ・播種機(300枚/時間) ・フレコンユニット <技術内容> ・稚苗移植 ・飼料用米生産における 多収品種の導入 ・適正な水管理 ・倒伏防止対策 ・有機米等の導入 ・乾燥調製作業の受託 ・畦畔管理の省力 ・省力技術の導入 ・ほ場の集積集約化	・長期間安定借地 ・ほ場の大区画化 ・用排水施設の完備 ・簿記の記帳 ・有利販売の工夫 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日 の実施 ・月給制 ・雇用の導入
算出の基礎					
1. 品目 水稻専作 2. 規模 主食用 8.0ha 飼料用 12.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 10ha 3. 生産量 主食用 540kg/10a 飼料用米 630 kg/10a 4. 単価 米 主食用 183 円/kg 飼料用 10 円/kg 飼料用米交付金 110,000 円/10 a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200 円/10a			5. 所得率 22.0% 作業受託 50% 6. 単位規模当りの労働時間 16 時間/10a 刈取 0.8 時間/10a 乾燥、調製 2.2 時間/10a 7. 総労働時間 3,500 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,500 時間、雇用者 200 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 こかぶ	畑 1.3ha 露地 1.2ha 施設 0.1ha 労働力 家族 4 名 (主たる従事者 1 名 補助 3 名) 雇用 1 名	所得 700 万円 労働時間 9,500 時間 主たる従事者 2,000 時間 補助者 6,000 時間 雇用者 1,500 時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・播種機 ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・作業場 ・予冷库 ・トンネル資材一式 <技術内容> ・周年栽培 ・農地の集積 ・適正な品種構成 ・土づくり ・ハウスこかぶの技術確立と品質向上	・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ 2. 規模 4.0ha（露地 1.2ha×3 回） （施設 0.1ha×4 回） 3. 生産量 4,000kg／10a 4. 単価 120 円／kg 5. 所得率 36.5%			6. 単位規模当りの労働時間 250 時間／10a 7. 総労働時間 9,500 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 6,000 時間 雇用者 1,500 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
野菜専作 ねぎ	ねぎ 2.0ha 露地 2.0ha 労働力 家族 3 名 (主たる従事者 1 名 補助 2 名) 雇用 1 名	所得 735 万円 労働時間 8,000 時間 主たる従事者 2,000 時間 補助者 4,000 時間 雇用者 2,000 時間	<資本装備> ・パイプハウス ・トラクター ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・管理機 ・掘取機 ・根葉切り機 ・皮むき機 ・作業場 ・播種機 <技術内容> ・稚苗移植栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・省力機械の導入	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 ねぎ 2. 規模 2.0ha 3. 生産量 3,500kg/10a 4. 単価 300 円/kg 5. 所得率 35%			6. 単位規模当りの労働時間 400 時間/10a 7. 総労働時間 8,000 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 4,000 時間 雇用者 2,000 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 こかぶ （主業） 春夏だい こん又は 春夏にん じん ＋ 水稻	畑 1.4ha 自作地 0.5ha 借入地 1.0ha 水田 1.0ha 自作地 1.0ha 労働力 家族3名 （主たる従 事者1名 補助2名） 雇用1名	所得 708万円 労働時間 8,000時間 主たる従事 者 2,000時間 補助者 4,000時間 雇用者 2,000時間	＜資本装備＞ ・パイプハウス ・トラクター 35PS 19PS ・深耕ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・堆肥盤 ・作業場 ・予冷库 ・播種機 ・トンネル資材一式 ・側条施肥田植機 （RC利用） ・コンバイン（RC利用） ・ダンプトラック2t（RC 利用） ・キャベスターまたはリフ ター ＜技術内容＞ ・こかぶを基幹と し、年間3.6ha作付 けする。 ・土づくりを兼ね、 輪作体系を確立し ていく。	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日 の実施 ・月給制

算出の基礎

1. 品目 こかぶ＋だいこん又はにんじん＋水稻	5. 所得率 こかぶ 36.5%、だいこん・にんじん 40% 水稻 10%
2. 規模 こかぶ 2.8ha (1.4ha×2回転) だいこん 0.4ha 又は にんじん 0.4ha 水稻 1.0ha	6. 単位規模当りの労働時間 こかぶ 250時間/10a、だいこん 200時 間/10a、にんじん、120時間/10a、 水稻 20時間/10a
3. 生産量 こかぶ 4,000kg/10a 水稻 540kg/10a だいこん 7,500kg/10a、 にんじん 5,500kg/10a	7. 総労働時間 8,000時間
4. 単価 こかぶ 120円/kg 水稻 183円/kg だいこん 95円/kg にんじん 130円/kg	8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 4,000時間 雇用者 2,000時間
	9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 みつば (養液栽培)	ハウス 55a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用4名	所得 726万円 労働時間 7,700時間 主たる従事者 1,400時間 補助者 2,800時間 雇用者 3,500時間	<資本装備> ・温室 ・湛液型養液栽培装置 ・複合環境制御装置 ・養液コントローラー ・自動包装機 ・下葉取り機 ・自動梱包機 ・パソコン ・パネル洗浄機 ・予冷庫 ・育苗室 ・作業場 ・トラック <技術内容> ・雇用者の栽培管理への参入 ・夏期の品質向上と安定生産	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・量販店への契約販売 ・販売組織の充実 ・機械化による省力 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 みつば養液栽培 2. 規模 3.3ha (0.55ha×6回転) 3. 生産量 2,000kg/10a 4. 単価 500円/kg 5. 所得率 22%			6. 単位規模当りの労働時間 1,400時間/10a 7. 総労働時間 7,700時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,800時間 雇用者 3,500時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜専作 トマト (養液栽培)	ハウス 50a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用4名	所得 728万円 労働時間 11,000時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 3,000時間 雇用者 6,000時間	<資本装備> ・ハウス ・トラクター ・養液栽培装置 ・暖房機 ・炭酸ガス施用機 ・環境測定器 ・パソコン ・育苗ハウス ・作業場 <技術内容> ・養液分析による合理的な施肥 ・環境制御技術の改善 ・機械による省力化	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 長期どりトマト 2. 規模 50a 3. 生産量 26,000kg/10a 4. 単価 280円/kg 5. 所得率 20%			6. 単位規模当りの労働時間 2,200時間/10a 7. 総労働時間 11,000時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,000時間 雇用者 6,000時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 観光、直 売いちご	ハウス 40a 労働力 家族3名 （主たる従 事者1名 補助2名） 雇用2名	所得 722万円 労働時間 7,400時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間	<資本装備> ・ハウス ・自動かん水装置 ・加温装置 ・管理作業機 ・複合環境制御装置 ・トラクター 20PS （ロータリー、バケット、マニュアスプレッター） ・畔上げ機 ・パソコン ・小型ポット育苗システム ・予冷库 ・トラック ・直売所 <技術内容> ・苗生産の省力化 ・病虫害防除の省力化 ・土壌分析による合理的施肥	・パソコンの利用による経営管理 ・高度な栽培技術による良品、多収 ・定期的な研究会の開催 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 いちご 2. 規模 40a 3. 生産量 4,000kg/10a（販売量は3,500kg） 4. 単価 1,300円/kg 観光200,000円/10a 5. 所得率 38%			6. 単位規模当りの労働時間 1,850時間/10a 7. 総労働時間 7,400時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,800時間 雇用者 1,600時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
花き専作 カーネーション	ハウス 40a 労働力 家族3名 (主たる従事者1名 補助2名) 雇用1名	所得 710万円 労働時間 6,000時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 3,000時間 雇用者 1,000時間	<資本装備> ・ハウス（2層カーネーション） ・暖房機 ・自動かん水装置 ・液肥混入機 ・複合環境制御装置 ・選花結束機 ・土壌消毒器 ・冷蔵庫 ・管理舎 ・パソコン <技術内容> ・土壌診断による合理的施肥管理及び品質の向上 ・生産性の高い品種の採用 ・耐病性品種の採用 ・採花本数の増加 ・補光資材の採用 ・作業の標準化、省力化 ・冬期の夜温管理	・管理日誌の記帳、活用 ・出荷データの活用 ・パソコンの活用による経営管理 ・家族経営協定の締結	・常雇パートの導入 ・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 カーネーション 2. 規模 40a スタンダードタイプ 25a スプレータイプ 15a 3. 生産量 スタンダードタイプ 125,400本/10a スプレータイプ 125,400本/10a 4. 単価 スタンダードタイプ 59円/本 スプレータイプ 59円/本 5. 所得率 24%			6. 単位規模当りの労働時間 1,500時間/10a 7. 総労働時間 6,000時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 3,000時間 雇用者 1,000時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
酪農専業	経産牛 35 頭 未經産牛 15 頭 経営面積 3.0ha 労働力 家族 2 名 （主たる従事者 1 名 補助 1 名） 臨時雇用 2 名	所得 702 万円 労働時間 5,700 時間 主たる従事者 1,800 時間 補助者 1,700 時間 雇用者 2,200 時間	<資本装備> ・牛舎 ・育成舎 ・堆肥舎 ・自動給餌機（コンプレットフィーダー） ・バルククーラー ・トラクター ・コーンハーベスター ・バキュームカー ・ダンプ 2t ・マニアスプレッター ・ショベルローダー ・プラウ ・発酵処理施設 ・尿留 ・サイロ ・播種機（トウモロコシ播種用） ・消毒機械 <技術内容> ・タイストールパイプライン方式 又はフリーストールミルクパーラー方式 ・TMR 方式 ・検定による優良斉一性のある牛群 ・未利用資源の活用 ・パソコンによる飼料・給与・牛群管理 ・稲 WCS、飼料用米利用	・未利用資源（什ワ等）の活用 ・飼料生産大型機械の共同利用、委託 ・自給飼料生産ほ場の団地化 ・耕作放棄地等（借地）の積極的利用 ・雇用労働力の活用 ・家族経営協定の締結 ・衛生管理記帳の実施	・ヘルパーの利用 ・月給制 ・定期的な休日の実施

算出の基礎

1. 品目 酪農 2. 規模 経産牛 35 頭（うち搾乳牛 30 頭） 3. 生産量 8,800kg／経産牛 1 頭 4. 単価 114 円／kg 5. 所得率 20%	6. 単位規模当りの労働時間 経産牛 1 頭当たり 131 時間／年 7. 総労働時間 5,700 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,700 時間 雇用者 2,200 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円
---	---

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
肉用牛専業 乳牛種・ F1種	飼養頭数 200 頭 経営面積 3.0ha 労働力 家族2名 (主たる従 事者1名 補助1 名) 雇用1名	所得 720 万円 労働時間 3,000 時間 主たる従事 者 1,300 時間 補助者 1,200 時間 雇用者 500 時間	<資本装備> ・牛舎 ・育成舎 ・自動給餌機 ・ショベルローダー ・ダンプ 2t ・マニアスプレッター ・プラウ ・ロールバレー ・発酵処理施設 ・飼料庫 ・堆肥舎 <技術内容> ・優良牛導入 ・ステージ別飼料給与 ・牛群管理パソコンシ ステム ・発酵飼料の活用 ・稲 WCS、飼料用米利 用 ・スマート農業技術	・未利用資源（イ ナリ等）の活用 ・耕作放棄地等 （借地）の積 極的利用 ・飼料作物生産 機械の共同利 用 ・複式簿記によ る経営管理 ・家族経営協定 の締結	・定期的な休日 の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 肉用牛 2. 規模 乳牛種・F1種 200 頭 3. 生産量 120 頭 肥育牛1頭あたり 480kg(枝肉) 4. 単価 乳牛の場合 枝肉 1,000 円/kg F1の場合 枝肉 1,500 円/kg 平均 1,250 円/kg 5. 所得率 10%			6. 単位規模当りの労働時間 1 頭当たり 15 時間/年 7. 総労働時間 3,000 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,200 時間 雇用者 500 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり700万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
養豚一貫経営専業	繁殖雌豚 80 頭 繁殖雄豚 4 頭 労働力 家族 2 名 （主たる従事者 1 名 補助 1 名） 雇用 1 名	所得 737 万円 労働時間 5,400 時間 主たる従事者 2,000 時間 補助者 1,900 時間 雇用者 1,500 時間	＜資本装備＞ ・分娩ほ育舎 ・繁殖豚舎 ・肥育豚舎 ・倉庫 ・飼料タンク ・堆肥舎 ・尿処理施設 ・自動給餌機 ・消毒装置 ・タンク ・バケットローダー ・バキュームカー ＜技術内容＞ ・系統豚の利用 ・人工授精の活用 ・繁殖豚の群管理 ・効率的な肥育管理 ・効果的なふん尿処理 ・換気システム ・消毒の徹底 ・育成管理方式（隔離育成） ・スマート農業技術	・複式簿記による経営管理 ・家族経営協定の締結 ・パソコンによる経営管理	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 養豚 2. 規模 繁殖雌豚 80 頭 3. 生産量 繁殖雌豚 1 頭当たり年間肉豚出荷数 21 頭以上、出荷体重 113kg 以上 4. 単価 枝肉 460 円/kg（枝肉歩留り 65%） 5. 所得率 13.0%			6. 単位規模当りの労働時間 肥育豚 1 頭当たり 2.6 時間/年 7. 総労働時間 5,400 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,900 時間 雇用者 1,500 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする 1 経営体当たり 700 万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

組織経営体（営農組合）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 50.0ha (借地) 受託作業 20.0ha 労働力 主たる従事者 4 名 臨時雇用 2 名	所得 2,461 万円 労働時間 8,850 時間 主たる従事者 7,200 時間 補助者 1,650 時間	<資本装備> ・トラクター 100PS 75PS 60PS 40PS ・田植機 8 条 6 条 ・コンバイン 6 条 5 条 ・乾燥・調製施設 60ha 規模 ・播種ライン ・計量タンク ・トライブハロー 4m ・プラウ ・ロータリー ・レーザーレベラー ・フレモア ・ブロードキャスター ・フォークリフト ・マニスプレッター ・畦塗り機 ・育苗施設 1,080 m² <技術内容> ・移植栽培 ・適正な水管理 ・畦畔管理の省力 ・スマート農業機械導入 ・飼料用米生産における多収品種の導入	・農地中間管理事業の利用による農地確保 ・ほ場の大区画化 ・品種別栽培記帳 ・経営管理記帳 ・	・定期的な休日 ・雇用導入 ・各種保険加入
算出の基礎					
1. 品目 水稻 2. 規模 主食用 15.0ha 飼料用 35.0ha 受託刈取、乾燥、調製 20.0ha 3. 生産量 主食用 540kg/10a、飼料用 630kg/10a 4. 単価 米 主食用 183 円/kg 飼料用 10 円/kg 飼料用米交付金 110,000 円/10a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200 円/10a			5. 所得率 水稻 35% 刈取、乾燥、調製 60% 6. 単位規模当りの労働時間 水稻 15 時間/10a 刈取、乾燥、調製 3 時間/10a 7. 総労働時間 8,850 時間 8. 雇用者の労働時間 1,650 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

個別経営体（法人経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 80.0ha (借地) 受託作業 20.0ha 労働力 主たる従事者 4 名 常時雇用 3 名 臨時雇用 3 名	所得 3,200 万円 労働時間 12,600 時間 主たる従事者 7,200 時間 常時雇用 4,500 時間 臨時雇用 900 時間	＜資本装備＞ ・トラクター 100PS 75PS 60PS 45PS ・田植機 8 条 6 条 ・コンバイン 6 条 5 条 ・乾燥・調製施設 100ha 規模 ・播種ライン ・計量タンク ・トライブハロー 4m ・プラウ ・ロータリー ・レーザレベラー ・フレモア ・ブロードキャスター ・フォークリフト ・マニスプレッター ・畦塗り機 ・育苗施設 1,800 m ² ＜技術内容＞ ・移植栽培 ・スマート農業機械導入 ・畦畔管理の省力 ・飼料用米生産における多収品種の導入	・農地中間管理事業の利用による農地確保 ・ほ場の大区画化 ・品種別栽培記帳 ・経営管理記帳	・定期的な休日 ・雇用導入 ・各種保険加入
算出の基礎					
1. 品目 水稻 2. 規模 主食用 20.0ha 飼料用 60.0ha 受託 刈取、乾燥、調製 20.0ha 3. 生産量 主食用 540kg/10a、飼料用 630kg/10a 4. 単価 米 主食用 183 円/kg 飼料用 10 円/kg 飼料用米交付金 110,000 円/10a 作業受託 刈取、乾燥、調製 43,200 円/10a			5. 所得率 水稻 30% 刈取、乾燥、調製 60% 6. 単位規模当りの労働時間 水稻 15 時間/10a 刈取、乾燥、調製 3 時間/10a 7. 総労働時間 12,600 時間 8. 雇用者の労働時間 常時雇用 4,500 時間 臨時雇用 900 時間 9. 1 時間当りの雇用労賃 1,050 円		

※この指標は、主たる従事者 1 人当たり 520 万円程度を確保し得る組織経営体のモデル的な経営を示している。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本指標

本町で現に展開されている経営事例を踏まえ、第2の6で示した所得目標の達成を可能とする。新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を例示すると以下のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営 農 類 型
個別経営体 (※1)	露地野菜専作 こかぶ 施設野菜専作 トマト 露地野菜専作 こまつな+ほうれんそう

※1) 個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は家族経営で、労働力構成として経営主1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定している。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

個別経営体

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 こかぶ	畑 0.7ha 露地 0.7ha 労働力 家族2名 (主たる従事者1名 補助1名) 雇用1名	所得 273万円 労働時間 5,600時間 主たる従事者 2,000時間 補助者 2,000時間 雇用者 1,600時間	[資本装備] ・トラクター19PS ・ロータリー ・動力噴霧器 ・野菜洗浄機 ・トンネル資材一式 ・軽トラック [技術内容] ・周年栽培 ・適正な品種構成 ・土づくり ・防虫ネットの使用	・土地の集積 ・雇用管理 ・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こかぶ 2. 規模 2.1ha (0.7ha×3回転) 3. 生産量 3,100kg/10a 4. 単価 120円/kg 5. 所得率 35%			6. 単位規模当りの労働時間 280時間/10a 7. 総労働時間 5,600時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 2,000時間 雇用者 1,600時間 9. 1時間当りの雇用労賃 1,050円		

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 専作 トマト	畑 15 a 施設 15 a 主たる従事者 1 名 補助 1 名)	所得 267 万円 労働時間 3,750 時間 基幹 2,000 時間 補助者 1,750 時間	[資本装備] ・ハウス ・トラクター ・防除機 ・作業場、倉庫 ・灌水設備 ・育苗ハウス ・暖房機 ・CO2 発生装置 ・パソコン ・軽トラック [技術内容] ・土壌分析による合理的な施肥 ・品種に応じた栽培管理 ・環境制御技術の改善	・管理日誌の記帳 ・家族経営協定の締結	・定期的な休日の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 大玉トマト 2. 規模 15a 3. 生産量 半促成トマト 11,000 kg/10a 抑制トマト 4,800kg/10a 4. 単価 半促成トマト 320 円/kg 抑制トマト 300 円/kg 5. 所得率 36%			6. 単位規模当りの労働時間 半促成トマト 1,300 時間/10 a 抑制トマト 500 時間/10 a 7. 総労働時間 3,750 時間 8. 補助者の労働時間 補助者 1,750 時間		

個別経営体（家族経営）

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
露地野菜 専作 こまつな ＋ ほうれん そう	畑 0.9ha 借入地 0.9ha 労働力 家族 2 名 (主たる従 事者 1 名 補助 1 名)	所得 271 万円 労働時間 2,700 時間 基幹 1,700 時間 補助者 1,000 時間	[資本装備] ・トラクター ・動力噴霧器 ・軽トラック ・作業舎 ・予冷库 [技術内容] ・土壌分析によ る施肥管理 ・生産性及び耐 病性の高い品 種の採用 ・品種に応じた 栽培管理 ・防虫網の活用	・農作業日誌の記帳 活用 ・パソコンによる 経営管理 ・家族経営協定の 締結	・定期的な休日 の実施 ・月給制
算出の基礎					
1. 品目 こまつな、ほうれんそう 2. 規模 こまつな(夏どり)40a ほうれんそう(秋冬どり)50a ほうれんそう(春どり)40a 3. 生産量 こまつな(夏どり)1,840kg ほうれんそう(共通)1,200kg 4. 単価 こまつな 200 円/kg ほうれんそう(共通) 440 円/kg 5. 所得率 こまつな 36%、ほうれんそう 46%			6. 単位規模当りの労働時間 こまつな 150 時間/10a ほうれんそう 250 時間/10a 7. 総労働時間 2,700 時間 8. 補助者、雇用者の労働時間 補助者 1,000 時間		

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

- 1 東庄町の特産品であるこかぶやイチゴ、養豚、水稻などの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、香取農業事務所及び千葉県農業者支援センター等の千葉県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や農業協同組合等と連携して、指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定の締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。加えて、東庄町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備等の支援を行う。

- 2 東庄町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて香取農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修や必要となる農用地のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、東庄町が主体となって、香取農業事務所、農業委員会、農業協同組合等の関係機関等が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画等の修正等の措置を講じる。

東庄町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促進し、認定農業者へと誘導する。

3 東庄町は、千葉県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修、農用地のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 地域計画の策定区域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 東庄町は、農業委員会、農業同組合と連携して、地域内における作付け品目毎の就農受入、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を収集し・整理し、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体へ情報提供する。また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、東庄町の区域内において後継者がいない場合は、農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体等へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所、千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面積集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア ($B/A \times 100$)	利用権設定等面積
平地	1,900ha	1,140ha	60%	596ha

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面積集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稻については耕起・代かき・田植え・収穫、その他の作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は、概ね10年後とする。

注3) 利用権設定等面積には、農地中間管理機構から借り受けた面積も含む。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

東庄町の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、台地では、主に露地野菜を中心とする作物の栽培が行われておるが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、今後10年で離農等による理由から多くの農地が供給されることが考えられるものの、受け手の確保や戦略作物の導入等について適切な施策を講じなければ平坦地も含め遊休化する農地が増加し、東庄町の基幹産業である農業に大きな支障を及ぼすおそれがある。そのため認定農業者を中心とした効率的かつ安定的な経営体を育成し、それらの者に地域の農地を面的に集積することを誘導等するとともに、農地中間管理事業を重点的に推進し、担い手確保及び育成に努める。

(3) 関係団体等との連携体制

東庄町では、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農地の集約化を進めるため、地域計画の策定を通じて、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、ほ場の調整や基盤整備によるほ場整備を検討し、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東庄町は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、東庄町農業の地域特性、即ち、大規模経営体や複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や中小規模農家の混在など幅広い農業者の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

東庄町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、規模拡大に意欲的な農業経営体への農地の利用集積を支援していくとともに、集落を単位（広域的な組織を含む）として農業者の組織化を進め地域全体で農業を展開するシステムの確保を推進していく。

イ 台地部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

さらに、東庄町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるこかぶ、水稻の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、東庄町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、東庄町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるような調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口をまちづくり課農政係に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を策定し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) 法第4条第3項第1号に掲げる事項に関する事項

東庄町は、地域計画の策定に当たって、千葉県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必

要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）から（ウ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に係わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 東庄町長への確約書の提出や東庄町長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に係わらず利用権の設定等を受

けることができるものとする。ただし、利用権の設定を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

(２) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(３) 開発を伴う場合の措置

- ① 東庄町は開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」と言う。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 東庄町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続を進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(４) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 東庄町は、(５)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 東庄町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(５) 要請及び申出

- ① 東庄町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業

者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、東庄町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 東庄町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申出の場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申出るものとする。

（6） 農用地利用集積計画の作成

- ① 東庄町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 東庄町は、（5）の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、東庄町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 東庄町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（7） 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（1）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（1）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用賃借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称

及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について東庄町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(８) 同意

東庄町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(７)の②に規定する土地ごとに(７)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることとする。

(９) 公告

東庄町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(５)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(７)の①から⑥までに掲げる事項を東庄町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

東庄町が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

東庄町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときには、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 東庄町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 東庄町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 東庄町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を東庄町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 東庄町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

- ⑤ 東庄町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業等）の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東庄町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を東庄町に提出して、農用地利用規程について東庄町の認定を受けることができる。

② 東庄町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 東庄町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東庄町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれることその他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 東庄町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と見なす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行

う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（８） 農用地利用改善事業の指導、援助

① 東庄町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 東庄町は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、指導、助言を求めてきた時は、関係機関・団体（香取農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等）が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

４ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

（１） 農作業の受委託の促進

東庄町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、

将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

東庄町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、市町村・農協等の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

東庄町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 東庄町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連坦化による効率的作業単位の形勢等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 東庄町は、東総台地地区広域営農団地農道整備事業（平成4年度～令和5年度）により農産物流通の基幹道路を整備し、流通コスト削減及び市場の拡大を図る。

ウ 東庄町は、桁沼地区についても経営体育成基盤整備事業の導入によって農業構造の改善が遅れている土地利用型農業について、農地流動化施策等と連動したほ場整備事業等の実施により農業生産の大規模な面的集積を促進し、担い手育成に向けての基盤整備事業のモデルとなる生産性の高い農業経営の確保を図る。

エ 東庄町は、地域の農業に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

東庄町は、農業委員会、香取農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第2、第4、第5で掲げた目標や第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、東庄町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第2の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や香取農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（各種研修等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒等が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、本町関係部署や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。また、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着にむけた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

東庄町が主体となって千葉県立農業大学校や香取農業事務所、農業協同組合、農業委員、指導農業士等と連携・協力し新規就農者に研修や営農指導、就農前後のフォローアップを行うとともに、その情報を共有する。

また、就農準備資金・経営開始資金の就農状況確認のための面接等により、香取農業事務所等を含めた関係者で当該新規就農者等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者等が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直し等の地域内での話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

農業協同組合の生産組織等への加入を推進し、当該生産組織会員との交流や講習会、香取農業事務所や農業協同組合が開催する青年向け研修会等を通じ農業や他産業の経営ノウハウを習得できる機会を提供することにより、よりきめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、経営開始型や経営開始資金、農地利用効率化等支援交付金等国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては香取農業事務所、農業協同組合、東庄町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成27年2月18日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第 6 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、その他政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 5 号、第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払い方法	④有益費の償還
1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3. 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。	1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき東庄町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権

又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対 価 の 算 定 基 準	②対 価 の 支 払 方 法	③所 有 権 の 移 転 の 時 期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額に対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。